

むつ市議会第190回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成18年12月1日(金曜日)午後1時開会・開議

教育委員会委員就任あいさつ

諸般の報告

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 下北駅前整備促進特別委員会中間報告
- 第5 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第6 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例
- 第7 議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第83号 財産の取得について
- 第9 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ市菅宮後牧野外4施設)
- 第10 議案第85号 指定管理者の指定について
(川内第一牧野外2施設)
- 第11 議案第86号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第12 議案第87号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第13 議案第88号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第14 議案第89号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第15 議案第90号 市道路線の廃止について
- 第16 議案第91号 市道路線の認定について
- 第17 議案第92号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第18 議案第93号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第19 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第20 議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第21 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第22 議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

- 第28 議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第30 報告第 24号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第 25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八	十	美	9番	菊	池	一
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	久	保	田	昌
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	正	司	26番	東	谷	良	久
27番	佐	々	木	隆	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	30番	坂	井	一	利
31番	福	永	忠	雄	32番	板	井	磯	美
33番	飛	内	賢	司	36番	徳			誠
37番	佐	々	木	肇	38番	鎌	田	ち	よ
39番	菊	池	広	志	子	40番	野	呂	泰
41番	杉	浦		洋	喜	42番	千	賀	武
43番	目	時	睦	男	由	45番	澤	田	博
46番	菊	池		清	文	47番	柏	谷	
48番	工	藤	清	四	均	49番	服	部	清
50番	杉	本	清	記	三	51番	慶	長	徳
52番	佐	藤		司	郎	54番	牛	滝	春
55番	本	間	千	佳	夫	56番	半	田	義
57番	坪	田	智	十	秋	58番	斉	藤	孝
59番	中	村	正	志	昭	60番	富	岡	
61番	川	端	澄	男	修	62番	宮	下	順
					一郎				

欠席議員（8人）

8番	小	林		正	12番	村	川	壽	司
15番	石	田	勝	弘	23番	千	船		司
34番	赤	松		功	35番	田	澤	光	雄
44番	田	高	利	美	53番	工	藤	直	義

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫	次	長	高	田	文	明
総括主幹	工	藤	昌	志	主	幹	柳	田		諭
庶務係長	金	澤	寿々子		庶務係	主査	濱	村	勝	義
調査係主査	青	山		諭	議事	係任	赤	石	奈穂子	
議事係主任	葛	西	信	弘						

開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（宮下順一郎） ただいまからむつ市議会第190回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

教育委員会委員就任あいさつ

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

さきの定例会において、むつ市教育委員会委員に選任されました山本文三氏からお願いいたします。

（山本文三教育委員会委員登壇）

○教育委員会委員（山本文三） ただいま宮下議長からご紹介がありましたように、去る9月定例会におきまして議員の皆様方よりご承認を賜り、11月20日をもって教育委員の再任をいただきました山本でございます。

市町村合併によりまして、残念ながら失職を余儀なくされました旧町村の教育委員の方々のことを考えますと、このたびの就任はまことに心苦しくもあり、また私の再任によりまして、教育委員の構成に地域バランスを欠く結果となりましたことは、議員の皆様方におかれましては、何とぞご寛容を持ってご容赦を賜りたいと存じます。

もとより教育委員としては分不相応であると感じておるところでもありますが、教育に関する課題が山積しているときに当たり、改めまして、この責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでもあります。

けさの新聞報道等でも取り上げられておりまし

たが、現在国の教育再生会議において、教育委員会のあり方や、またその役割といったものが問われ審議をされております。中でも教育委員会の権限をさらに強化すべきというご意見と、また一方で教育委員会廃止論が取りざたされるなど、教育基本法の改正と相まって、教育の屋台骨も揺れ動いているように感じられます。そんな中にありまして、むつ市の教育はどうあるべきかと考えますときに、やはり広く市民の意向を反映するためにも、政治的中立を確保し、いわゆるレーマンコントロールの精神にのっとりた現行の教育行政は、一部にその見直しや改善の必要を感じつつも、教育委員会制度は十分維持できる機関であると感じているところでもあります。その考察と検証も含め、教育委員として与えられました使命と責務はしっかりと果たしてまいりたいと感ずるところでもあります。

再任に当たりまして、これまでの至らなさを反省し、またこれまでの経験を十分に生かし、教育委員としてやるべきこと、あるいはまたやれること、そしてまたやりたいことへの実践に向けまして、微力の限りを尽くし、むつ市の教育充実のために渾身の努力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層のご教示とご教導を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではありますが、就任のあいさつとさせていただきます。何とぞよろしく願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで就任のあいさつを終わります。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 次に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定

例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、本日市長から、本年11月15日に清算結了いたしました財団法人むつ下北観光物産公社について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく地方公共団体が出資する法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、お手元に配布しております。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本年5月に開催された青森県市議会議長会第1回定期総会において、青森県提出3議案の一つとして採択されていた下北半島縦貫道路の整備促進については、去る10月25日に開催された東北市議会議長会理事会において、東北市議会議長会の要望書として国土交通省、財務省、衆参両院議長、各政党及び東北地方選出国會議員に送付されることが決定されましたので、ご報告いたします。

次に、議会運営委員会から、本年度の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 議席の変更

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思えます。変更した議席は、お手元に配布の議席図のとおりであります。

変更した議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（宮下順一郎） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、13番東健而議員及び47番柏谷均議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日が

ら12月22日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの22日間と決定いたしました。

日程第4 下北駅前整備促進特別委員会中間報告

- 議長(宮下順一郎) 次は、日程第4 下北駅前整備促進特別委員会中間報告を行います。

下北駅前整備促進特別委員会付託事件であります下北駅前整備に関わる諸問題について、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告の申し出がありますので、これを許可します。下北駅前整備促進特別委員長。

(6番 川下八十美議員登壇)

- 6番(川下八十美) 下北駅前整備促進特別委員会に付託の事件について、審査の経過をご報告申し上げます。

本委員会は、第186回定例会において付託された下北駅前整備に関わる諸問題について、11月7日、収入役ほか関係部長等の出席を求めて審査を行いました。

初めに、企画部長及び建設部長から前回の委員会開催以降の経過と現況について報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、企画部長からは、その後の経過については、特に動きはないとのことでしたが、建設部長からは、変更後の下北駅前広場設置施設計画案が提示され、その詳細についての説明がありました。

民有地と市有地の交換がなくなったことで、改めて全体的なレイアウトを見直したが、主要な施設の変更はなく、用地全体を活用した計画案とな

っている。その計画案では、全体の整備用地面積は駅舎用地を含めて約7,300平方メートルで駐車場は51台、駐輪場は60台分のスペース、バスプールは3台、タクシープールは10台分のスペースを確保する。また、それぞれに乗降場を設置するほか、ロータリー、公衆トイレ、案内板、モニュメントを設置する。夏場にはコスモスを植え、冬場には除雪用の雪置き場に活用できるスペースなどを配置している。

また、駅舎については、市で駅前広場整備に伴う移転補償費をJR側に支払い、その移転補償費でJR側で建設することになるが、規模等はまだ示されておらず、工事にかかわる諸事情を含め利用者の安全対策など、現在JR東日本盛岡支社と詳細について協議を進めている。

なお、民有地の用地取得については、地権者から快く対応していただいております。今年度中に可能な限りの取得をすることに当たり12月定例会での予算計上を提案したいとのことでありました。

このほか、事業費については、土地交換がなくなり民有地を取得することで事業用地がふえているが、必要最小限の設備をもつての計画としており、当初どおり総事業費は概算で6億円程度になるとのことでありました。

また、今後の予定については、平成19年度に下北駅に向かって左側の駐車場部分を、平成20年度には右側のロータリー部分を整備し、2カ年で完成させたい。そして駅舎についても、広場工事と一体的に整備して平成20年度の完成を目指しているとの説明がありました。

次に、主なる質疑、意見等について申し上げます。

今回提示された計画案について、委員から、設計したのはどこで、最終的なものかとの質疑に対し、建設部長から、指名競争入札によって落札した八戸市の佐藤技術株式会社と協議をしながら進

めてきたもので、その基本となるものは平成10年度に実施した整備基本構想、平成13年度に実施した整備基本計画であり、設計の委託期間である本年12月22日まで協議を重ねながら最終的な決定をしたいとの答弁がありました。

なお、同委員からは、道の駅と合体した駅舎を建設してほしいとの意見と、それが地区住民、町内会等の強い願いである旨の要望がありました

また別の委員から、総事業費6億円の中に駅舎の移転補償費は含まれているのか、そして市からの移転補償費は幾らぐらいになるのかとの質疑に対し、建設部長から、総事業費には含まれており、1億5,000万円前後の予算配分をしているとの答弁がありました。

さらに同委員から、駅前広場整備と駅舎移転補償費の財源についての質疑に対し、企画部長から駅前広場整備には電源三法交付金を、駅舎移転補償費には一般財源を活用するとの答弁がありました。

このほか複数の委員から、駅前広場整備に当たり駐車場の台数、トイレの数が足りるのか、車の出入り口が中央の1カ所だけであり、もっとふやせないのか、また工事は地元企業に発注できないか、そしてまた駅舎の建設の際は地元の木材等を使うような企画を提案してほしい旨の意見がありました。

以上で下北駅前整備促進特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これ以下北駅前整備促進特別委員長の中間報告を終わります。

ここで、ただいまの中間報告に対し、質疑の通告を受け、議事整理のため1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから下北駅前整備促進特別委員長の中間報告に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

以上で下北駅前整備促進特別委員会中間報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 初めに、むつ市脇野沢・九艘泊地区簡易水道水の濁りの発生状況とその経過についてご報告申し上げます。

このたびの水道水の濁りは、11月13日月曜日午前9時ごろ、脇野沢学校給食センターから水道水に濁りがあるとの通報が第一報となり、その後、各地区に広がったものであります。

この第一報を受けた後、脇野沢庁舎の担当職員が当該給食センターで水道水を調査したところ、少しではありますが、赤茶けた濁りを確認しております。

続いて、脇野沢浄水場及び水源水についても調査を行ったところ、濁り等は認められなかったものの、給水記録により短時間で通常の倍以上の水が使用されていることが判明しました。

この短時間で多量の水を使用されたことが要因となって、水道配水管内の沈殿物が攪拌され、一時的に流出したものと想定し、給食センターにはしばらくの間、水道の蛇口をあけておくよう依頼するとともに、ポリタンクによる配水を行っております。

その後、脇野沢小学校付近の住民からも水道水に濁りがあるとの通報を受けましたので、本村地区住民に対し、水道水に濁りがあること及び配水することについて無線放送によりお知らせしております。

同日午後4時ごろには、本村地区の大部分の水道水が濁り出したことから、給水車2台による給水作業を開始しております。また、この濁りを解消するため、午後10時から約2時間、本村地区の消火栓からの排泥作業を実施した結果、一たん濁りは見られなくなりましたが、翌14日火曜日には、源藤城、滝山、瀬野地区の3地区にも濁りが拡大したため、これらの地区に対しても水道水に濁りがあること及び給水車による給水を行うことについて無線放送によりお知らせしております。

同日午後10時から翌15日水曜日午前6時まで、本村及び滝山地区の消火栓等からの排泥作業を実施し、午後10時ごろに青森県薬剤師会衛生検査センター職員が水質検査のための検体を採水しております。

その後、午後11時から翌16日木曜日午前6時まで、全地区に範囲を広げ消火栓等からの排泥作業を実施したところ、濁りが見られなくなったので、再び水質検査を依頼しております。

15日及び16日の両日に採水した検体の水質検査については、17日金曜日午後1時過ぎに検査センターから水質等のすべてについて、いずれも異常なしとの報告を受けましたが、さらに万全を期すため、18日土曜日から20日月曜日の未明まで水道をとめ、対象給水区域の本管部分の水圧を利用した本格的な洗浄作業を実施しております。

洗浄作業が終了した20日に改めて水質検査を依頼し、翌21日火曜日午前10時53分に水質は異常なしとの報告を受けましたので、午前11時5分に水道水として安全に利用できることを無線放送で関係地区へお知らせしております。

なお、15日から21日までの給水作業については、全地区を対象に公営企業局の給水車4台を含む6台で対応するとともに、この給水車を配置する場所等について無線放送により随時お知らせしております。

このたびの水道水の濁りについて、その原因は、脇野沢浄水場及び水源水に異常が認められなかったことや、配水管の途中から濁りを発生させる物質が流入していないことから、過去に濁りが発生した際に、消火栓等からの一時的な排泥作業のみであったため、処理し切れなかった沈殿物が残っていたものと思われ、また長年の使用により配水管内の底部に、水質上は何ら問題のない極めて細かい粒子等の沈殿物が堆積していたことが今回の一時的な水道水の多量使用により一気に攪拌され、濁った水が流出したとの結論に至っております。

本市といたしましては、今月2日から3日にかけて大規模な洗管作業を行う予定でありましたが、その作業を目前にして今回の水道水の濁りが発生してしまったことに時期を逸した思いであります。

今後二度とこのようなことが起こらぬよう安全管理に万全を期し、安全・安心な水道水の供給に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご不便をおかけいたしました本村、瀬野、滝山及び源藤城の皆様方に対し、心よりおわび申し上げます。脇野沢・九艘泊地区簡易水道水の濁りの発生状況とその経過報告といたします。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたさせます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 公害対策に関することの

うち民生部が所管いたしております事項についてご報告を申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります、去る9月5日に開催されましたむつ市議会第189回定例会以降、11月30日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります、資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、汚濁を判断する主要指標でありますBODの値は、田名部川で基準値を若干超えておりましたが、他の河川では基準値を下回っておりました。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります、環境基準の水域類型指定河川のBODの基準値と比較いたしますと、明神川、小松野川の数値が若干高く出ておりましたが、他の9河川はいずれも基準値以下でありました。なお、小川につきましては、工事により土砂が流入しておりましたので、採水測定できませんでした。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギむつ株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、続きまして、日本原子力研究開発機構むつ事業所の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告と

いうことですが、平成18年9月5日の経過報告以降、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する動きはございませんでした。

続きまして、交通問題対策についてでございますが、平成18年9月5日の経過報告以降の経過を報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制状況につきましては、平成18年8月から10月までの3カ月間では、規制日数は4日で、運休本数は4本でありました。

次に、要望活動につきましては、去る11月8日にJR東日本盛岡支社におきまして、青森県鉄道整備促進期成会で要望が行われました。要望内容といたしましては、大湊線における防風さく等の設置による恒久的強風対策の実施、利便性の高いダイヤ設定の実現、規制や運休時における速やかな代替輸送の確保及び周知などとなっております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてでございますが、前回の経過報告以降の要望活動はございませんでした。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。質疑はそれぞれ区分して行います。

まず、むつ市脇野沢・九艘泊地区簡易水道水の濁りについての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。そして、その後交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を順を追って行います。

まず、むつ市脇野沢・九艘泊地区簡易水道水の濁りについての報告に対し、質疑ありませんか。

18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 質疑を申し上げます。

喜びに浸る市長の定例会前に脇野沢地区で問題が発生したということで、大変市長にはお疲れさまだと、まず申し上げておきたいと思います。

実は、この泥の混入につきまして私どもが知ったのは、実際は午後4時半ごろ私の家の前に給水車が参りまして、水道の濁りがあるために給水をしますと。慌ててポリタンクなどを用意して飲料水の確保を図ったというのが実情であります。

同時に洗濯中のものが全部染色されまして、何で染色したのかということで、自分たちの洗濯の仕方に間違いがあるのかどうかということで、いろいろ原因を突きとめましたけれども、真っ白いものを洗濯した際に、従来の洗剤を使ってやったのに茶色に染められたと。多量の下着とかセーターなどが被害を受けたわけであります。2度3度洗いましても色は落ちません。どういう化学的作用で染色されたのか、よく原因はわかりませんが、こういう結果になっていると。ただ、今回の事故が長期にわたったわけですがけれども、私は職員の方々の給水作業の努力には非常に頭の下がる思いをいたしております。職員の努力には心から敬意を表したいと思います。

そこで、問題点ですが、短時間に倍以上の水が流れたことが第一の原因ではないかということなのですが、簡易水道の使用に当たって、特殊に多量の水を消費する場合、その簡易水道条例上事前の届け出が必要ないのかどうか。水を多く使っていただくということは、使わせる側からすれば収入が上がるわけですから、結構なことなのですが、現実に多量に使うことによってこのような事故に至るといふことであれば、これはやはり今後の管理に当たって十分配慮していかなければならない事項だと私は思っているわけです。どなたが該当

者かということは、それぞれの事情がありまして、公表されておられません、このようなことがもし続くとすれば、大変なことになるわけです。

特に28日の東奥日報の夕刊でしたか、管が太いことによってこのようなことが起こり得るといふようなことを、「大は小を兼ねず」という記事が出ておりました。脇野沢の簡易水道そのものは、旧人口、設置した時点からの人口と流入人口を見込んで、なおかつ九艘泊の簡易水道への非常の場合に備えて規模を考えた配管など設備をしておりますから、現時点で見ると過大ではないかと思われるような設備の中で、今後とも管の中を半分しか水量が流れないのにこういう結果が生ずるとすれば、今後とも起こり得る可能性があるわけです。私は、その辺を今後どういう考え方で持っていられるのか、管理上の考え方を伺いたいと思います。

それから、二つ目は、18日から20日の未明まで、いわゆる断水をしまして修理、あるいは状況調査に入ったわけです。大変困ったのはトイレなのです。近代化して下水道が進みまして、水洗トイレにしましたけれども、水がないという状況で、私どもも営業上民宿の端くれにあるわけですがけれども、お客さんに対して大変なご迷惑をかけた。それらに対する水量の確保ということが非常に問題になったのです。旧式のトイレであればよかったなというふうな気持ちもしましたが、近代化された中でこういう事態が生ずるといふことの対応策はどうなるのか、今後にも備えた考え方があればお伺いしたいなと。

それから、最後になりますけれども、昨日チラシが回りまして、その前27日の水道濁りによる影響調査、そして昨日の水道料金の免除というチラシをいただいております。いずれにしても、被害を受けているわけです。それに対する今後の見通し、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、お尋ねに対するお答えの順序は多少前後いたします。

これは、先ほどのご報告でも申し上げましたとおり、12月2日、3日にわたって洗管作業を行う予定であったのであります。これは、東奥日報の記事というご発言でしたが、東奥日報のコラムで推測しておるとおり、水道管が太過ぎたのではないかという推測をしておられますが、これは推測ではなくて実際太い。100ミリの管が入っていませんから。

もう一つは、橋を、川を渡すためのサイホンの部分がある。サイホンというのは、普通下を通すのを上を水が通るようになって、このサイホンの部分で流れの手前の方でこういう微粒子が沈殿する可能性が非常に高い。それが太い管であれば、なお蓄積される量がふえる可能性がある。そういうことが原因ではないだろうかという推測をしておりますが、特定はいたしておりません。こういうことがありましたので、この12月2日、3日にいわゆる管を洗う作業、洗管作業をやらなければならないという判断をしておったということは、このような水道管の場合、そういう作業をする必要があるという判断をしていたことはまずご理解を願っておきたいと思っております。それより少し早目に水道水の汚濁が始まったわけでありましたが、この大量に水を使うということに対する届け出義務はございません。たき火をするときは届け出をする義務がありますけれども、大型のものを燃やすときは届け出をする必要がありますが、それを消す方の水については届け出の義務はないわけでありまして。推測されますのは、消防のタンク車に給水をしたということ、あるいは漁港で網を洗うために大量の水を使ったのではないかという、こういう観測があります。そういうようなことで、沈殿していたものが舞い上がって水道水の中に混入

して出てきたということのようでありまして。このようなことによって、洗濯物が汚れる、あるいはお話しのように水洗トイレが使えなくなるというようなご迷惑をおかけしたことについては、私からおわびを申し上げたいと思っております。

こういう状況をつくらないために、あらかじめ水の使用量が少ないような時期に定期的な洗管作業を行う必要があるということ、これから規定の中に盛り込んでいかなければならないだろうというように考えておるところであります。

繰り返しになりますけれども、12月2日、3日に行おうとした洗管作業は、そのような考え方があったのでありますが、これを定期化、定例化していくということでご迷惑のかかることが発生しないようにしなければならぬと、こう今考えております。

この洗管作業をやるためには、実は脇野沢の水道は簡易水道でございますから、管理権は市長にあります。しかし、市長部局の職員だけでは対応し切れなく、公営企業局の職員6名に手伝いをさせて洗管作業を行ったというようなこともありますので、実は地方公営企業法を使っております公営企業局管理者は、私と権限が別でありますけれども、協力関係をつくっておることだけは、これ事実でありますから、そういう関係を密にして定期的な洗管作業を行う場合も、協力を求めながらやらなければならないし、どういう期間で洗管作業をすればこのようなご迷惑をおかけするような事態が発生することを防げるか、これも共同研究をしながら期間を決めていかなければならないと思っておりますし、しかしまた水量計に多量の水が使われているというような現象が起きた場合等については、定期洗管作業と別に臨時の洗管作業も行わなければならないケースも発生する可能性を考えておかなければなりません。それらについての対策を早目につくりまして、洗管作業をする際には、

多くの水道水を利用される方々にもご不自由をおかけするわけでありますから、事前のPRをしてご理解を願い、ご協力をいただくような方式を採用してまいりつものでありますので、今後このことを災いを転じて福となすという結果に結びつけたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 柴田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、11月27日付の水道水濁りによる影響調査でございますけれども、翌日11月28日から12月15日までの18日間、土曜日、日曜日なく職員が対応してまいることになっております。さらに、11月30日付の文書を本日配布しておりますけれども、水道料金の減免についてのお知らせしております。影響等につきましては、機械器具等の異常、それから濁りの件、その内容で現在4件出ております。

それから、料金の免除につきましては、11月分の水道料として納付していただきます12月に発行されます切符の中で、これまで平成14年11月、それから平成16年7月、さらには平成17年12月と過去に3回ほどのこういう濁りがあったようでございますので、その際役場の方では2トンとか3トンというふうな数量で減免してきたような経緯がございます。そのようなことを踏まえまして、今回は長期になったものですから、5トンというようなことで、それを免除したいということで周知いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 今の市長、建設部長の答弁で十分理解できたのでありますが、先ほどの届け出義務がないというようなことではなくて、水道の本質的な管理をしていく立場からするならば、やはり一定量以上の水を使う可能性が高いという場

合には、少なくともやはり届け出をしていただくのが本質ではないかと思えます。

それと、例えば消防の給水車に水を入れた程度でこういうようなことが起きるとすれば、これは洗管するまでもなく、本来的には水の量としてはそんなに多い量ではないわけですから、別な面での異常も考えられるのではないかと思うわけです。

それから、漁港での網洗いというようなものなど、これは以前から、旧脇野沢村時代から消火栓の使用について、非常に管理上いろいろな問題が発生したこともあるわけです。ですから、これは厳しくやはり今後PRして指導していただきたいなど、こう思います。

もう一つの問題は、先ほど市長が公営企業局から6人の方の応援を受けたということなのですが、この簡水については、合併協議会の過程で、いずれは一体化するということになっているわけですが、その過程の中でのこういう事故なわけです。ですから、今後とも公営企業局とはまだ合体にはならないまでも、応援を大いに求めて、助言を得て事故のないように今後とも対応していただきたいなど。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。
22番大澤敬作議員。

（22番 大澤敬作議員登壇）

○22番（大澤敬作） 実は、ほかの地区のことを言うことは、非常に心苦しいのです。いや、旧町村の中で。そういうことで私も思っておったのですが、源藤城の女の人から、いや、給水車が来て、飲み水は何とか確保できたけれども、洗濯はだめ、トイレはだめ、こういうことで、総務部長が今度はテレビに出たでしょう。あの濁り水だただめだなど、こう思いました。ただ、市長が今回はおわびしますとか、そういうふうに出ており

ましたので、13年間も水を流すような、そういうことが欠けておったのではないかという、そういう女の人の声でした。しかし私は、女の人の声から、幾らほかの地区のことであっても、そういうことでなくて、やっぱりその総代が手を打つべきではないかというふうに電話したら、晩に6時といたら、もう休んでいますと。次の日の朝、また6時半に電話したら、電話を切られました。そういうことがありましたので、私ども川内地区の水道の担当職員に、どうなっているのだと、上水道、簡易水道は。そういうことも言いました。そして、そういう経過はあったけれども、田頭助役が安全宣言が出されましたね、テレビで。そういうことで、今私が言ったような、柴田議員は13年も水を流して、その泥を排出するような、そういうことには触れていなかったのです。助役、そういうことが安全宣言の中に入っているのかどうか。市長はかなり謙虚に今回は言ったけれども、その安全宣言の中身を聞いておきたいと思うのです。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私が今柴田議員にお答えしたことが、安全宣言の性格を申し上げたつもりであります。定期的に管を洗っていただければならなかったのが、ちょうどあす、あさってやる予定のものが、そういう時期だったのです。それがちょっと早目に、洗う前に、本当に細かい粒子がたまったものなのです。ですから、その引き金がちょっと引かれただけで大量に全水道利用地域に流れ出したということでもありますから、かなり上流の方にたまっていたものが流れ出したということでしょう。ただし、我々は水道水に関しては、まず第一に飲料用の水、飲み水、ご飯を炊く水、そういうものに対してまず第一に食生活の安全を確保する。大変申しわけないのですけれども、洗濯物やトイレについては、その次に考えなければならないものでありまして、トイレを流すのもバケツ

に水くんでいって流せば流れるのです。そういう方法もありますから、総合的にそれを生活の知恵を養っていただかなければならないということもありますけれども、何よりもまず生活水のうちの最も主要な飲料水に最大の努力をしたということでご理解を願いたいと思いますし、洗管を定期的に行い、こういう現象が起きないように対応するということでご理解を願っておきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（大澤敬作） 市長の答弁で、定期的に水を流して配管をきれいにして、きれいな水を供給すると、それが本筋だと。私もそう思います。ただ、役所に電話してもだめ、ちゃんと柴田議員はつかんでいるのですから、議員に電話したって、これはちょっと筋違いではないかなと、そう思ったので、総代に電話したら、そういう対応でしたので、私どもも謙虚に上水道、簡易水道、そういう濁ったものはなくするように。そういうことも勉強になりましたけれども、非常にづらい思いをしたと思うのです、洗濯、便所。そういう点がありますので、助役の安全宣言が活かされるような答弁でしたので、ぜひともそういう点を守っていただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策

に関する報告に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第6～日程第31 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第6 議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例から日程第31 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの26件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) ただいま上程されました24議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第81号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例についてであります。本庁舎移転に当たり、広く市民、公共的団体等の代表

及び学識経験者等の意見を反映させた本庁舎移転基本計画を策定することを目的として附属機関を設置するためのものであります。

次に、議案第82号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、当市の人材育成にという趣意をもって、杉山石美育英資金へご寄附をいただきましたので、育英基金の額を増額するためのものであります。

次に、議案第83号 財産の取得についてであります。本案は、本庁舎としての用途に供するため、株式会社むつショッピングセンターの破産管財人から旧アークスプラザの土地及び建物を取得するためのものであります。

次に、議案第84号及び議案第85号の指定管理者の指定についてであります。これらの議案は、平成19年4月1日から、むつ市宮宮後牧野ほか4施設及び川内第一牧野ほか2施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第86号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。本案は、平成20年4月1日から施行される高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療制度に対応するため、75歳以上の高齢者等の医療給付、保険料の決定等の事務を処理する広域連合の設置が義務づけられたことから、この広域連合を県内全市町村をもって設立するためのものであります。

次に、議案第87号から議案第89号までについてであります。これらの3議案は、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合ほか2組合を解散し、青森県消防補償等組合から名称変更する青森県市町村総合事務組合に事務を承継するためのものであります。

次に、議案第90号及び議案第91号についてであります。これらの2議案は、脇野沢川の河川改修等に伴い、市道路線を廃止し、新たに当該路線の一部を認定するためのものであります。

次に、議案第92号及び議案第93号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、来る12月22日をもちまして任期が満了となります。川向常寛氏及び高松芳昭氏の再任について、ご同意を得るためのものであります。

次に、議案第94号 平成18年度むつ市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、1億6,414万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は326億4,858万5,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。各款にわたり予算措置しております職員の人件費を配置がえ及び中途退職等の影響を加味し、決算見込みにより増減調整しております。

総務費では、中途退職者があったことなどに伴う青森県退職手当組合特別負担金、共済組合各種負担金、広報紙発行費及びコミュニティ助成事業費補助金を増額しておりますほか、新たに設置するむつ市本庁舎移転基本計画策定審議会の運営に要する経費を計上しております。

民生費では、児童手当の給付対象が小学校6年生までに拡大されたことに伴い、児童手当措置費を増額しておりますほか、平成17年度の児童手当給付事業費の確定に伴い、児童手当交付金及び県負担金の返還金を計上しております。

農林水産業費では、浜奥内漁港内の航路に土砂が堆積していることから、航行の安全確保を図るため、浚渫に要する経費を計上しておりますほか、銀杏木地区・穴畑平地区公団造林事業費を増額しております。

土木費では、急傾斜地整備事業に対する県負担金を増額しておりますほか、下北駅前広場整備事業におきまして、隣接地権者との協議が調いでしたので、用地購入費及び移転補償費を計上してお

ります。

消防費では、大畑消防署庁舎建設予定地の鑑定評価を行うため、下北地域広域行政事務組合負担金を増額しております。

教育費では、育英基金繰出金を増額しておりますほか、職員配置がえ等に伴い臨時職員賃金を増減調整しております。また、去る10月6日に発生した大湊中学校の火災に係る復旧に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には補助見込額を、財産収入及び寄附金には財団法人むつ下北観光物産公社の解散に伴う出捐金の返還金及び残余財産分の清算金等を、繰入金には下北駅前広場整備事業の財源として地域振興基金繰入金を計上しておりますほか、市債には事業費との関連で起債発行額を、諸収入には歳入不足額を増額しております。

次に、議案第95号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、各種介護サービスの給付実績に基づき歳出予算の組み替えを行っておりますほか、国・県の負担割合の変更に伴い、財源更正を行っております。

次に、議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は290億6,902万918円で、これに対する歳出総額は315億5,678万8,082円となり、繰越明許費繰越額を加えた実質収支では24億8,817万6,164円の不足額を生じた決算となっております。この不足額につきましては、平成18年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

また、これにより昨年の12月定例会でお示しました「赤字解消計画」を見直し、提出しておりますので、ご説明いたします。

まず、平成17年度の決算状況についてであります。実質収支で30億3,900万円の赤字の見込みから5億5,100万円改善し、24億8,800万円の赤字

決算となっております。

これは、歳入において、日本海側を中心とした豪雪災害の影響等により特別交付税で1億3,600万円ほど減額となったものの、使用済燃料中間貯蔵施設に係る初期対策交付金の前倒し交付で2億円、大雪に対する特例措置としての市町村道除雪費補助金で5,800万円、平成16年度の老人保健特別会計等の繰替金に対する繰入金で約6,300万円など、歳入全体で約1億9,400万円の増額となったことによるものであります。

一方、歳出では、今冬の大雪により除排雪経費が計画額より約1億7,000万円上回ったものの、人件費では中途退職者の不補充や時間外勤務の抑制等で約9,600万円、物件費ではさらなる内部経費の節減等で約8,000万円、繰出金では下水道事業特別会計における平準化債の活用による財源対策や各特別会計の事業費の確定等で約1億9,600万円、普通建設事業費では大畑消防署建設予定地の再検討や事業費の確定等で約1億6,300万円など、歳出全体で約3億5,700万円の減額となったことにより、歳入歳出を合わせ5億5,100万円の改善につながったものであります。

次に、今後の見通しについてであります。各年度における実質収支の動きからわかりますように、今年度が赤字額のピークとなる見込みであり、平成23年度には赤字の解消が達成できる見通しであるという基本的な状況に変わりはありませんが、5億円余を超える改善があったにもかかわらず、昨年度の計画に比べ、特に平成20年度以降の再建の足取りが重くなっております。

これは、使用済燃料中間貯蔵施設の着工年度が想定より2年おくれの平成21年度になるという見込みであり、また東京電力東通原子力発電所1号機の着工も平成20年度に延期されたことなどにより、電源立地地域対策交付金が平成19年度で約15億円、平成20年度で約18億円という極めて大き

な減額となることによるものでありまして、この影響を回避するための措置として、退職者不補充の前倒し実施、普通建設事業の繰り延べ、電源立地地域対策交付金の前倒し交付等の対策を見込んだものであります。

先般財政再建団体の指定を受けることを表明した夕張市の非常に厳しい財政再建案がマスメディアで報じられ、全国に大きな波紋を投げかけておりますが、自主財源に乏しく、電源立地地域対策交付金に極めて大きく依存する財政構造にある本市においても、決して他人事ではないものと認識しております。

今回の夕張市の例を他山の石として、本計画に基づいた確実な財政の健全化に取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は60億3,011万1,786円で、これに対する歳出総額は59億5,597万5,324円となり、歳入歳出差し引き7,413万6,462円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金のうち3,097万1,954円は財政調整基金に積み立てし、残りの4,316万4,508円は平成18年度へ繰り越ししております。

次に、議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額はともに46億1,966万8,548円となっております。

次に、議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額はともに15億4,896万8,470円となっております。

次に、議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額はともに1,750万5,198円

となっております。

次に、議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は37億7,392万6,517円で、これに対する歳出総額は37億7,361万4,166円となり、歳入歳出差し引き31万2,351円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立てしております。

次に、議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は915万6,867円で、これに対する歳出総額は469万4,409円となり、歳入歳出差し引き446万2,458円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

次に、議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額はともに9,771万1,944円となっております。

次に、議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算についてであります。歳入総額は2,552万1,478円で、これに対する歳出総額は14億7,555万314円となり、歳入歳出差し引き14億5,002万8,836円の不足額を生じた決算となっております。この不足額は、平成18年度の歳入を繰上充用することにより措置しております。

次に、報告第24号についてであります。これは、去る8月22日に発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分したものであります。

次に、報告第25号についてであります。これは、平成18年度むつ市一般会計補正予算でありまして、板子塚地区災害復旧事業の変更に伴う新たな建物の移転補償契約及び児童扶養手当受給者の増加に伴う予算措置等に急を要したことから専決

処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました24議案2報告についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、第141回臨時会で御議決を賜りました旧アークスプラザの土地及び建物の取得に係る財源の組み替えについては、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社から本庁舎の移転の財源として寄附採納願の提出があり次第、本定例会に追加提案し、ご審議を賜りたいと存じますので、重ねてお願いを申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月4日から6日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、12月4日から6日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月2日と3日は休日のため休会とし、12月7日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時29分 散会

議 席 表

1 番	山 本 留 義	議 員
2 番	白 井 二 郎	議 員
3 番	村 中 徹 也	議 員
4 番	堺 孝 悦	議 員
5 番	川 端 一 義	議 員
6 番	川 下 八 十 美	議 員
7 番	小 林 正	議 員
8 番	菊 池 一 郎	議 員
9 番	新 谷 功	議 員
10 番	濱 田 栄 子	議 員